

令和5年

総務委員会

3月6日

豊明市議会

## 総務委員会会議録

令和5年3月6日

午前10時00分 開会

午後零時03分 閉会

### 1. 出席委員

委員長	青木 亮	副委員長	いとう ひろし
委員	ごとう 学	委員	宮本 英彦
委員	鵜飼 貞雄	委員	ふじえ 真理子
議長	三浦 桂司		

### 2. 欠席委員

なし

### 3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	浅井 俊一	議事課長	塚谷 友昭
議事担当係長	寺島 慎二	議事課主査	梅本 憲

### 4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮 正典	副市長	土屋 正典
行政経営部長	小串 真美	市民生活部長	宇佐見 恭裕
秘書広報課長	馬場 千春	企画政策課長	青木 由美枝
公共施設管理課長	中田 勝次	情報システム課長	長野 直之
財政課長	萩野 昭久	総務課長	山田 隆貴
防災防犯対策課長	堅田 直寛	税務課長	加藤 健治
債権管理課長	小川 正寿	市民協働課長	松本 小牧
市民課長	杉浦 由季	監査委員事務局長	平下 義之

### 5. 傍聴議員

堀内 ちほ	服部 龍一	林 ゆきひろ	郷右近 修
清水 義昭	近藤 郁子	月岡 修一	毛 受明 宏
近藤 千鶴	一色 美智子	近藤 善人	

### 6. 傍聴者

なし

午前10時開会

○総務委員長（青木 亮議員） 皆さん、おはようございます。定刻に御参集いただき、ありがとうございます。

ただいまより総務委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いいたします。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） 皆さん、おはようございます。

本日の総務委員会に付託されました案件は4つの議案でございます。慎重な審査をいただきますようどうぞよろしくをお願いいたします。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ありがとうございます。

続いて、議長より挨拶をお願いします。

○議長（三浦桂司議員） 今、市長が言われました議案4本、的確かつ正確な審査をよろしくをお願いいたします。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 御異議なしと認めます。よって、市長は退席を願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、御承知おき願います。

（市長退席をなす）

○総務委員長（青木 亮議員） 本日の傍聴につきましては、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議案に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は、意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。また、反問を終了するときの意思表示を明確にされるようお願いいたします。

初めに、議案第13号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてと議案第28号 豊明市消防団条例の一部改正については、関連が

ありますので一括議題といたしたいが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(青木 亮議員) 御異議ありませんので、議案第13号と議案第28号を一括議題といたします。

理事者の説明、質疑、討論は一括して行い、採決は議案ごとで行います。

議案第13号と議案第28号について理事者の説明を求めます。

堅田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長(堅田直寛君) それでは、議案第13号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について御説明させていただきます。

この案を提出いたしますのは、消防庁におきまして非常勤消防団員の報酬等の基準が示されたことに伴い、議案第28号の消防団条例の費用弁償としての出勤手当を出勤報酬に変更し、併せて増額するため、本条例の一部を改正する必要があるからです。

それでは、内容の御説明をさせていただきますので1枚おめくりください。

別表中の報酬額の欄に出勤報酬を追加いたします。

附則として、この条例は令和5年4月1日から施行いたします。

続きまして、議案第28号 豊明市消防団条例の一部改正について御説明させていただきます。

この案を提出いたしますのは、非常勤消防団員の報酬等の基準の見直しに伴い、これまで団員が災害時や訓練時に出勤した手当を出勤報酬に改めたため、本条例中の手当を定める項を削除するものでございます。

それでは、内容の説明をさせていただきますので1枚おめくりください。

費用弁償として定めていた第15条第1項を削り、同条第2項を同条とするものです。

附則として、この条例は令和5年4月1日から施行します。

以上で説明を終わります。

○総務委員長(青木 亮議員) 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今回、消防団員の報酬引上げということで、御説明で、今、消防庁においてそういった基準が定められたことに伴いということなんですけれども、この引上げの理由ですね。あと……。まずお願いします。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 消防団員の待遇の改善というのが主な理由になります。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 これは28号と含めてですもんね。災害出動と警戒出動が今まで費用弁償で2,000円が、今度は日額8,000円に。あと、訓練出動が1,000円だったのが日額3,500円にということなんですが、これの単価の設定の根拠はどうなんですか。全国どこでも同じなんですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 今、委員からの御質問がありましたところについての御回答なんですけども、消防庁から単価の基準が提示されたのが、今言っていただきました、災害警戒については8,000円、訓練については3,500円という形になっております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今まで、費用弁償で、1回につき幾らというふうだったのが日額でアップしているわけですが、例えば、警戒出動で1時間であっても、12時間であっても、日額8,000円ということよろしいですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 日額という形ですので、日をまたいだ場合については、その分は2日分という形になりますけど、基本的には1日分という形になります。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今回のこの処遇改善による影響額はどのぐらいを見込んでいますか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） これ、当初予算のほうになりますけども、ちょっと今手持ちに、ごめんなさい、ありませんので、今のこの場では回答できません。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 消防団の方は一生懸命やっただいておるので、引上げ自体には全く異論はありませんけども、参考までにちょっとお聞きしたいと思います。消防庁が定めた基準というのは、それに準拠しなければならないという、何かそういう根拠、根拠とありますか義務があるのか、それとも任意なのか。その点について教えてください。

○総務委員長（青木 亮議員） 堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 義務ということではございません。ただし、消防団の待遇改善ということで、これは全国的な問題ということで、今、減少問題になっておりますので、それになるべく近づけるといってやっております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 確認するまでもないことかもしれませんが、義務でないということであると、豊明がもっとこれ、たくさん払ってあげたいということであれば、豊明で独自に金額を上げてこれを定めることもできるという、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 今、委員がおっしゃるとおりです。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 この改定の大きな理由が、非常勤消防団員の報酬等の基準が定められたことということで、その基準を読みますと、出勤報酬が、災害に関するもの以外は1日当たり4,000円が基準というふうに、消防庁長官が出している基準がそうなおるんですけど、この表でいくと3,500円なんですけど、その基準より低いという金額になっているんですけど、これは特に低くても問題ないんですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 先ほどの質問ともちょっと関連しますけども、こちらの基準についてはあくまで基準額という形になっております。それとは別に、個人報酬というのも引上げという要請が来ておるんですけども、私どもは既にその要請基準額よりも多い額で団員の皆様にお支払いしております。トータルの考え方としまして、こちらの訓練等につきましては3,500円という形にさせていただいております。

ちなみに、これは尾三管内でそういった形で統一はさせていただいている……。ごめん

なさい、日進市以外は統一させていただいております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 個人報酬というのと、この表でいくと年額報酬のことを言われているんですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） そのとおりでございます。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 これは重要な支出ですので、それで、先ほど金額が、令和5年度の当初予算で増額分に、これ、たしか300万か400万増額になっておりましたけれども、こういうものというのは重要なことなので、交付税の算入の中でこういうことに対する積算というのは入っておるのでしょうか、需要額の積算の中に。

○総務委員長（青木 亮議員） 萩野財政課長。

○財政課長（萩野昭久君） 交付税のほうで消防費というところで需要額のところで算定されておりますので、その中に消防団の関係のものが入っていれば、そこで算定されるはずです。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 入っていればということは、現段階では、今回の引上げ分によって需要額が増えるかどうかはまだよく分からないということでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 萩野課長。

○財政課長（萩野昭久君） 多分入っていると思われまして、基準的な計算で算出されるはずです。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 今、ふじえ委員の質疑で、どれぐらいの費用がかかりますかという質疑に対して、資料がないという返事ですけど、これ、増額の要素を含んでいますので、幾ら増額するんですかという問いに対して、用意していないということはどういうことでしょうか。予算対比で結構ですので、どれぐらいこの措置によって引き上がるのか、それについて早急に調べていただきたいと思います。

○総務委員長（青木 亮議員） 堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） すみません。おおよそになりますけども380万円の増額となります。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） よろしいですか。ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

初めに、議案第13号について採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第28号について採決を行います。

議案第28号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第28号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第14号 豊明市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきまして理事者の説明を求めます。

馬場秘書広報課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 議案第14号 豊明市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出するのは、豊明市職員の給与に関する条例及び豊明市少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用等に関する条例の一部改正に伴い改正する必要があるからでございます。

パートタイム会計年度任用職員の報酬については、本市の常勤職員の給料表を基に定めておりますことから、令和4年12月議会でお認めいただきました職員の給与に関する条例及び少人数学級編制の実施に係る任期付市費負担教員の任用等に関する条例の一部改正を反映させた報酬表とするために改正をするものです。



それでは、議案に基づいて説明をいたしますので1枚おめくりください。

1、行政職報酬表（一）は、ほかの報酬表の適用を受けない職員の報酬表です。

2枚おめくりいただき、2、行政職報酬表（二）は、運転主、調理員、清掃手、用務員などの報酬表です。

3枚おめくりいただき、3、教育職報酬表は、市立の小中学校に勤務する教員補助員などの報酬表です。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 議案質疑の際に、全体では時給が27円上がる、それから、対象が660人、人件費増が3,300万というような御説明でしたけれども、行（一）職と行（二）職、それから、教育職、それぞれの対象人数と、それから、それぞれの引上げ幅について、今、数字があれば教えてください。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁できますか。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） まず、人数については、行（一）と行（二）職につきまして後ほどお答えさせていただきます。

上げ幅につきましては、均一ではありませんので、職種によって異なっておりまして、行（一）職の場合ですと、時間当たり12円から27円の上げ幅になります。行（二）職ですと15円から28円の上げ幅になります。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

（すみません、教育職がないですの声あり）

（すみません。教育職につきましては、月額での報酬になっておりますので3,600円から3,700円ということになります。終わりますの声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

いとう副委員長。

○いとうひろし委員 ちょっと分からないんだけど、基礎的なことからちょっと教えていただきたいと思います。昇給は年何回なんですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 会計年度任用職員には昇給はございません。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 この報酬表、これも行（一）職、行（二）職との対応ですけれども、行（一）職、行（二）職の1級と、それから、教育職については2級に対応しているということですが、既に、行政職の（一）、（二）と教育職の表は、令和4年の民間との比較を人勧によって是正したものがもう既に使われているわけですが、現在の今回提案されています会計年度任用職員は5月1日から適用ということになって、令和4年の適用がないんですけれども、これはなぜなのでしょう。

○総務委員長（青木 亮議員） 馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 今回のパートタイム会計年度任用職員の改正につきましては、令和5年の4月からの適用となります。正規職員との違いにつきましては、会計年度任用職員については年度ごとの任用でありまして、任用時に金額を明示した任用通知を出しておりますことから、任用期間中の報酬額の変更は行っていないため、令和5年の4月からの適用ということになります。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 その基になっている行政職、教育職の給与表が変わっているわけですので、これを変えてはいけないというような、何かそういう根拠があるのでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 仮に常勤職員の給料表が引下げの改定となった場合においても、会計年度任用職員は新年度からの引下げとなります。年度単位での任用という特性を踏まえまして年度ごとに任用通知を出しておりますことから、年度中は任用通知の報酬額を保障しているという考え方になります。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） 小串行政経営部長。

○行政経営部長（小串真美君） すみません、補足します。特にいけないというルールはございません。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 会計年度任用職員は、これ、改めて聞くまでもないことですが、公務員ではないんですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 非常勤の公務員になります。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 私の解釈ですが、地公法でたしか特別職が幾つか制限列挙、選挙で選ばれた者とか審議会の委員とか何かあって、それ以外は一般職とするというふうになっていますので、地方公務員の一般職ということかなと思います。地方公務員の一般職ということになると、これは地方公務員法が適用されますので、いろんな義務があるわけですね、職務専念の義務だとか、それから、政治活動の制限だとか、あるいは信用を失墜してはいけないとか守秘義務だとか。そして、労働基本権にも大きな制限があるわけなんですから、そういう解釈で間違いはないでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 委員のおっしゃるとおりです。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 人勸というのは、労働基本権が制限されているので、その代償措置として設けられている措置なんですよね。今おっしゃったように、地方公務員一般職で制限を受けている、地公法の適用を受けて。その代償措置として人勸があるのに、何でそれが適用できないんですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） あくまでも会計年度任用職員は任期期間が有期ということになっておりまして、業務の状況に応じて、必要に応じて任用をさせていただいております。継続任用が保障されているというものではないという認識であります。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 必要に応じての任用と同じ公務員でも別の扱いをしてもいいというような根拠がどこかにあるんですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 副市長。

○副市長（土屋正典君） そういった根拠というのは特にございませぬ。ごとう委員がおっしゃることは、要は、公務員が労働基本権を制約されているので、その代償措置として

人勸がある。それでもって、人事院勧告の中で遡及適用があるという、人事院勧告とまた遡及対応と、そういった流れになるわけなんですけども、かといって、それでもって全てのいわゆる一般職の公務員、そういった者が全て人事院勧告の対象になるか、あるいは遡及適用とすべきかということに関しては、これはまた別の話でございまして、そもそもが人勸で遡及適用とされているのが、給与決定の原則として情勢適用の原則というのがございます。情勢適用の原則のあくまでも実現するための手段の1つとして人事院勧告があり、遡及適用がある。これが一般職員の正規職員に対する考え方です。

他方、会計年度任用職員については、最大でも年度内における1年間ということがございます。そして、また、これまでの経緯等も踏まえて、従来、人事院勧告とは関係なしに、いわゆる賃金とかそういったものに関しては、その時々々の社会情勢あるいは近隣の状況、そういったものを見て判断しておりました。それが情勢適用の原則にかなったやり方であるという解釈でございます。

今般の場合は、いずれにいたしましても、最大での1年間の任期という有期の会計年度任用職員と、それから、正規職員とを一般に論じることは、これはなかなか機械的に一律に論じるのは不合理な部分もあります。ですので、そういった情勢適用の原則を踏まえつつ、会計年度という職の特性を鑑みますと、上がったときも、下がったときも、翌年度に正規職員の給料水準を基としてそれぞれの報酬額を定めることが、社会一般の情勢の変化、すなわち情勢対応の原則、均衡の原則に当たったものという判断でございまして、これに関しては、現時点の法規関係等からいって、会計年度任用職員について、我々のほうとしては遡及適用をすることは考えていないと、こういうこととございます。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員）　ごとう委員。

○ごとう 学委員　上がったときも下がったときとも言われますけども、下がることはあんまりなくて、上がることのほうが多いですね。最近の景気の悪い中でもそれなりの改善はある。ボーナスの支給額が下がるということはもちろんありますけれども、今回の人勸でも、会計年度職員にはボーナスの改定は適用されていないというような状況で、上がったときも下がるときもと言われても、それが平等かどうかということはちょっとどうなのかなと。その時々々にきちんとやったほうが私はいいと思いますけれども。ちょっとまだまだ私の発言の途中ですので。それで、まさに今言われた情勢適用の原則があるからこそ、あるからこそ、きちんと正規職員と合わせていかなきゃならないんじゃないかなということがあります。

それから、情勢適用の原則を言われましたので、もう一つ、平等取扱いの原則というの

もありますよね、元人事だから御存じだと思いますけれども。平等適用の原則にもこれは反するんじゃないんですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 副市長。

○副市長（土屋正典君） まず、下がることはそんなになら、じゃ、いいじゃないかという、目先のこの場面場面での、条例をつくる時なんぞはそういった制度設計はできません。やはり、両方を鑑みた場合で何が一番現時点で合理的か、正しいかということ判断して我々はこういった条例案を作成してお願いしているわけでございます。

下がった時の場合ですけども、結局、不利益不遡及というような考え方も出てきますので、上がったときは上がるけども、下がったときは下げれないということになると、民間から見ると、上がる時だけ上げておいて下げるときは下げないのかという、こういった話になってきますので、いわゆる遡及適用の場合ですよ、という話になってきます。ですから、先ほどの繰り返しにもなりますけども、とにかく有期の、いわゆる任期に限りがある職員と、それから、任期の定めのない職員、これを全て何でもかんでも一律的に、機械的に合わせるのが公平かという、やはりそれはそうじゃないだろうと。やはりそれぞれの勤務状況、それから、職責の度合い等をもろもろ鑑みて、当然均衡の原則に従って、より、何と申しますか、検討しない場面もあるでしょうし、それを鑑みても、やはり、ここここの差があるほうが合理的だよと、かえってそのほうが公平だよという場面もあり得ますので、全てその辺を含めて考えさせていただいておりますので。こういった取扱いというのは、私の知っておる限りでは、ほぼほぼうちと同じようなことをやっておりますので、そういったことからいきますと、社会情勢一般の状況にもかなっておりますので。いずれにしても、もろもろの諸原則に反するものではないというふうに我々は考えております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） よろしいですか。

（あとは討論で言いますのでの声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 先ほど人数をお答えしておりませんでしたので、人数のほうは、行政職は約630人、教育職は約30人になります。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 行（一）職と行（二）職の人数の内訳は分かりませんか。

(行(一)職と行(二)職の内訳は、数字を持っておりません。終わりますの声あり)

○総務委員長(青木 亮議員) ほかにございませんか。

(進行の声あり)

○総務委員長(青木 亮議員) 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 議案第14号 豊明市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論をいたします。

令和4年4月1日まで遡及しないというのは、私は地公法の、先ほど言いました平等の取扱いの原則、情勢適用の原則、これは13条、14条ですかね、に明らかに違反していると思いますし、それから、労働基本権の代償措置である人勧ということを見ると、労働基本権というのは基本的人権ですので、基本的人権を制限しているその代償措置としてある人勧を非常に軽んじていて、言ってみれば憲法違反の疑いもある扱いだというふうに思います。

そういった法律的な問題は別にしても、常識的に考えて、市民の常識的に考えても、同じ市役所で働く職員の中で、正職員は給与改定で4月遡及なのに、会計年度任用職員だけが4月適用されないというのは、あまりにも非人間的で、一般の市民感覚からいうと理解できないことではないかなというふうに思います。即刻、この議案を修正して、再提出することを私は求めて反対討論といたします。

○総務委員長(青木 亮議員) ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 議案第14号は賛成の立場で討論をします。

私は、常識的に考えれば、パート職員さんの遡及ということは一般企業ではあり得ない。しかも、会計年度任用職員というのは、地方公務員法は令和2年4月1日に改正されて、それに基づいた措置、職員さんという位置づけだと思っています。そこには任期は1年です。1年単位の契約ですので、1年単位であなたの時間給は幾ら、月額給与は幾らということで契約をして1年で勤務しておるんです。したがって、始まりは4月から3月31日、これが世間の常識だと思います。したがって、今度、令和5年4月1日から施行するということは何ら問題ない。むしろ、4月1日からはこういう労働条件で改定しますよということで了解をして双方契約するというのが会計年度任用職員さんの採用形態だと私は理解しておりますので、この14号につきまして賛成の立場で討論をします。

○総務委員長(青木 亮議員) ほかにございませんか。

(進行の声あり)

○総務委員長(青木 亮議員) 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第14号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○総務委員長(青木 亮議員) ありがとうございます。

賛成多数であります。よって、議案第14号は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第29号 令和4年度豊明市一般会計補正予算(第12号)についてのうち本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件につきまして理事者の説明を求めます。

塚谷議事課長。

○議事課長(塚谷友昭君) それでは、議案第29号 令和4年度豊明市一般会計補正予算(第12号)のうち議事課所管部分について御説明申し上げます。

補正予算書の34ページ、35ページをお開きください。

上段、歳出、議会費で511万2,000円を減額します。金額の大きいものを御説明いたします。

35ページの説明欄を御覧ください。

議員活動事業の調査旅費228万円の減額は、行政視察について、見合せやマイクロバスにより実施したことで費用が発生しなかったことによるものです。

次に、その下、事務局事業の上から4つ目、印刷製本費95万1,000円の減額は、議会だよりの入札結果及びページ数が確定したことによるものです。

次に、会議録作成等業務委託料65万9,000円の減額は、会議開催時間が見込みよりも少なかったため減額を行うものです。

以上で議事課所管分の説明を終わります。

○総務委員長(青木 亮議員) 山田総務課長。

○総務課長(山田隆貴君) それでは、2款 総務費のうち総務課所管の補正予算について御説明をいたします。

同じく34ページ、35ページ、下の枠を御覧ください。

2款1項1目 庁舎管理事業の4万8,000円の減額につきましては、右の説明欄で、電話設備保守委託料の入札残を減額するものとなっております。

1ページおめくりいただきまして、36、37ページをお願いいたします。

中段少し下の文書費になります。文書事業の50万円の減額につきましては、右の説明欄

で、通信運搬費が執行見込みの金額を残し減額をするものとなっております。

もう一ページおめくりください。38、39ページになります。

7目 財産管理費の公用車管理事業281万1,000円の減額につきましては、主なものとして、右の説明欄を御覧ください。自動車購入費109万1,000円につきましては、入札により執行額が確定したため減額をするものとなっております。

続いて、補正予算書40ページ、41ページの2段目を御覧ください。

公平委員会費です。公平委員会費7万3,000円の減額につきましては、公平委員会委員の報酬の執行見込みを残し減額するものとなっております。

続きまして、46ページ、47ページの下の囲みを御覧ください。

2款4項3目 参議院議員選挙費の1,024万円の減額は、令和4年7月に執行されました参議院議員選挙の執行経費が確定したことに伴い減額をするものとなっております。

続きまして、歳入を御説明しますので24ページ、25ページを御覧ください。

下の囲み、15款3項1目3節 選挙費委託金の1,024万円の減額につきましては、先ほど歳出に説明しましたとおり、参議院議員選挙の執行経費が確定したことに伴い減額をするものとなっております。

以上で総務課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） 萩野財政課長。

○財政課長（萩野昭久君） 続いて、財政課所管部分について御説明申し上げます。

歳出より御説明いたします。

補正予算書の34ページ、35ページの下段をお願いいたします。

2款 総務費、1項1目の契約検査事業の減額は、執行額の確定見込みによる減額補正でございます。

続いて、38ページ、39ページの上段をお願いいたします。

5目の財政管理事務事業の減額についても、執行額の確定見込みによる減額補正でございます。

続いて、86ページ、87ページをお願いいたします。

下段の13款 諸支出金、1項1目の財政調整基金積立金は7億4,617万9,000円を増額補正するものです。年度末の基金残高は34億7,089万8,000円となる見込みでございます。

続いて、その下の2目の教育施設建設及び整備基金積立金は、将来の施設整備などへの備えを強化するため5億円の積立てを行うこととし4億9,951万9,000円を増額補正するものです。年度末の基金残高は20億8,557万5,000円となる見込みでございます。

続いて、次のページの上段をお願いいたします。



3目 公共施設建設及び整備基金積立金につきましても、将来の施設整備などへの備えを強化するため5億円の積立てを行うこととし4億9,894万3,000円を増額補正するものです。年度末の基金残高は31億1,395万2,000円となる見込みでございます。

続いて、その下の5目 森林環境譲与税積立金は、譲与税の収入見込みにより20万円を増額補正するものでございます。

続いて、その下の6目 福祉基金積立金につきましては、高齢化などによる福祉費増加への備えやコロナワクチン接種事業への財源、さらには、今後増加が見込まれる国保特会繰入金への備えとするため7億5,000万円を増額補正するものです。年度末の基金残高は16億350万円となる見込みでございます。

続いて、歳入の御説明をいたしますので12ページ、13ページにお戻りください。

下段の2款 地方譲与税、3項1目の森林環境譲与税は、収入見込みにより20万円を増額するものでございます。

続いて、14ページ、15ページをお願いいたします。

上段の9款1項1目の地方特例交付金2,155万3,000円は、交付額の確定により増額計上するものでございます。

続いて、中段の10款 地方交付税、1項1目の普通交付税1億3,578万1,000円は、国の交付税の再算定により令和4年度の普通交付税額が18億6,264万9,000円との決定を受け、差額を増額補正させていただくものです。

続いて、26ページ、27ページをお願いいたします。

中段の16款 財産収入1項2目のそれぞれの基金利子の計上は、確定見込みによるものでございます。

続いて、下段の17款 寄附金、1項1目の競馬場周辺整備事業寄附金の6,130万円の増額は、日本中央競馬会様からの環境整備事業費の確定によるものでございます。令和4年度の環境整備事業費は総額2億4,130万円となります。

続いて、28ページ、29ページをお願いいたします。

下段の19款 繰越金、1項1目の前年度繰越金12億9,062万6,000円は、年度末までの留保財源とさせていただいておりましたものを計上するものです。このたびの補正予算の一般財源となるものであります。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） 馬場秘書広報課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 続きまして、秘書広報課が所管する主なものについて御説明いたします。

歳出より説明をしますので、補正予算書34、35ページを御覧ください。

ページの下段、2款1項2目 秘書人事管理費を4,034万5,000円減額いたします。

35ページの説明欄を御覧ください。

1 秘書人事人件費内、説明欄の上から2つ目、職員共済組合負担金2,700万円の減額は、当初予算作成時に未確定である負担金率の確定による減額になります。

1枚おめくりいただき、37ページの上段、退職手当組合負担金は、予算積算時は仮定の配置で見込んでおりましたが、実際の任用の状況などにより差額が生じて減額となるものです。

その3行下の雇用保険掛金負担金は、額の確定による執行残になります。

事業項目2つ下の3 職員研修事業の説明欄を御覧ください。

研修旅費、職員研修委託料、実務研修費負担金の主な減額要因は、新型コロナウイルス感染症の影響で研修がオンライン開催となったことなどによるものです。

その下の4 秘書人事管理事務事業、説明欄の一番下、電算関係委託料693万円の減額は、定年延長に伴う人事給与システム改修の構築内容がレベルアップでの対応となることによるものです。保守範囲での対応の可能性もあるため予算を減額するものです。

37ページの最下段、広報活動事業の説明欄を御覧ください。

2行目の印刷製本費100万円の主な減額要因は、カラー刷り単価、2色刷り単価の減額によるものです。

続きまして、歳入の説明をしますので31ページを御覧ください。

5節 雑入の説明欄の一番上、愛知県市長会基金還付金の89万1,000円は、愛知県市長会からの財政調整基金還付金になります。

最後に、今回の補正予算書に計上させていただいております各事業の人件費につきまして、まとめて説明をさせていただきます。

市の方針としまして、歳入においても、歳出においても、決算額に近づけるため補正予算を組むよう示されておりますことから、税務人件費をはじめとする各目ごとの人件費の減額につきましては、予算作成時の仮定の人数に対しての増減や育児休業、部分休業の取得、また、人についてくる手当や役職など属人的な要因により減額となっております。同一目内でやりくりをした結果、執行見込額を精査し、支給に影響のない範囲での減額とさせていただきます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） 中田公共施設管理課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） それでは、公共施設管理課所管の補正予算について

御説明いたします。

まず、歳出より御説明させていただきます。

補正予算書38ページ、39ページをお開きください。真ん中辺りです。

2款 総務費、1項7目4 公共施設管理事業1億358万9,000円の増につきまして、右の説明欄、まず1行目、手数料49万2,000円の減は、主にアスベスト調査の執行済み残額でございます。2行目、工事設計等委託料720万円の減は、工事設計業務7件分の執行見込み残額でございます。3行目、調査点検業務等委託料318万8,000円の減は、栄小学校の公共施設長寿命化調査業務委託料など計6件の執行済み残額でございます。

4行目、5行目、1行飛ばしまして、7行目から11行目の計7行に関しましては、各工事費の執行済み及び見込み残額を減額するものでございます。一部簡潔に御説明いたします。

総務費営繕工事費2,648万1,000円の減は、本庁舎本館外壁改修工事のほか9件分の執行見込み残額でございます。5行目、教育費営繕工事費4,144万円の減は、主に南部公民館図書室拡充等の整備工事を令和5年度に改めて執行するために取りやめたものに関します残額でございます。7行目から11行目につきましては、いずれも令和4年度における補正予算計上案件で、いずれも執行見込み残額でございます。

戻りまして6行目でございます。中学校トイレ改修工事費2億1,937万3,000円は、中学校におけるトイレの洋式化、さらに、校舎のトイレにつきましては、乾式化をするためのものでございます。

なお、本件を3月議会において計上する理由につきましては、充当を予定している国庫補助金について、令和5年度分が前年度前倒しされているためでございます。

最後に12行目でございます。大宮小学校仮設校舎購入費486万2,000円の減は執行済み残額でございます。

続きまして、歳入の御説明をいたしますので、予算書18ページ、19ページをお開きください。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金の最下段になります。7目 教育費国庫補助金、3節 学校施設整備費補助金6,909万7,000円のうち、右の説明欄、1行目、公立学校施設整備補助金6,576万5,000円の増は、歳出で説明をさせていただきました中学校トイレ改修工事に充当されるものでございます。

続きまして、28ページ、29ページをお開きください。

中段の表になります。18款 繰入金、1項、1段目の2目 公共施設建設及び整備基金繰入金900万円の減につきましては、歳出で御説明させていただきました総務費営繕工事

費のうち本庁舎本館外壁改修工事の執行見込み残額に基づく減額でございます。

2 段目、3 目 教育施設建設及び整備基金繰入金3,500万円の減は、同じく歳出にて御説明いたしました大宮小学校仮設校舎購入費の財源を新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金に変更することに基づく減額でございます。

続けて、予算書30ページ、31ページをお開きください。

下段の表になります。20款 諸収入の5項3目 雑入は、右の説明欄、5節 雑入、2行目になります。太陽光発電パネル撤去・再設置工事費負担金319万円につきましては、令和4年度教育費営繕工事費のうち栄小学校で実施の校舎屋上防水改修工事において、設置されております太陽光パネルの撤去及び再設置工事費の2分の1を設置事業者において負担されることが当該協定に附帯する覚書で締結されているものによるものでございます。

続きまして、予算書32ページ、33ページをお開きください。

同じく補正予算書9ページ、第3表 地方債補正の欄にもございますが、32ページ、3ページで御説明させていただきます。

21款 市債、1項1目 総務費、総務債の右の説明欄1行目、保育園改修事業債920万円の減は、令和4年度民生費営繕工事費のうち中部保育園園舎改修工事費の一部の財源を新型コロナウイルスの感染症対策地方創生臨時交付金に変更することに基づく減額でございます。

2行目、学校施設改修事業債1億4,920万円の増は、歳出で御説明いたしました教育費営繕工事費の執行見込み残額に合わせた減額及び今回補正の中学校トイレ改修工事費に充当するものでございます。

3行目になります。4節 南部公民館整備事業債2,180万円の皆減につきましては、今回の歳出においても説明させていただいたとおり、南部公民館図書室機能拡充等整備工事費を改めて令和5年度当初予算に計上するため、令和4年度分については皆減するものでございます。

4行目、図書館改修事業債250万円の減につきましては、工事設計委託料のうち図書館、これですね、設計業務委託の執行見込み残額でございます。

5行目になります。7節 公共施設トイレ改修事業債4,280万円の皆減につきましては、第4号補正予算でお認めいただいた各公共施設のトイレ洋式化工事の財源を新型コロナウイルスの感染症対策地方創生臨時交付金に変更することに基づく減額でございます。

最後に、補正予算書8ページをお開きください。

第2表、繰越明許費のうち下段の変更補正でございます。2款 総務費公共施設管理事業2億2,355万3,000円の増につきましては、先ほども述べました、中学校トイレ改修工事

費及び第4号補正でお認めいただいた予算配当のうち文化広場グラウンド管理棟長寿命化調査委託料について、いずれも年度内の完了が困難であるため、トイレ改修工事は全額、文化広場の当該委託料は契約金額分を繰越しとして計上させていただきました。

以上で公共施設管理課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） 青木企画政策課長。

○企画政策課長（青木由美枝君） それでは、企画政策課所管分について歳出から主なものを御説明いたしますので、補正予算書の40ページ、41ページをお開きください。

上段、2款1項8目 企画費の2 地域創生事務事業の右側説明欄、循環バス運行負担金109万円の減額は、ひまわりバス運行負担金の執行見込額を算出したことにより減額するものです。

その下、乗合交通負担金67万8,000円の減額は、チョイソコとよあけの運行に係る経費が抑えられたことにより減額するものです。

続きまして、歳入の御説明をいたしますので18ページ、19ページをお開きください。

最上段、14款2項1目 総務費国庫補助金の右側説明欄、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4億5,230万5,000円は、感染症の拡大防止に加え、コロナ禍における原油価格、物価高騰の影響を受けている住民生活などの支援に必要な事業を実施するための交付金となります。

続きまして、28ページ、29ページをお開きください。

上段、17款1項1目 一般寄附金の右側説明欄、企業版ふるさと納税寄附金300万円は、共生交流プラザカラット運営事業のうち、子どもの遊び場充実事業に賛同した企業様からの御寄附であります。

以上で企画政策課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） 松本市民協働課長。

○市民協働課長（松本小牧君） 続きまして、市民協働課所管分について御説明いたします。

歳出から説明させていただきますので、40ページ、41ページを御覧ください。

2款1項11目の市民活動推進費は173万円の増額です。主なものについて事業ごとに御説明いたします。

41ページ、1 市民活動推進事業、説明欄、指定管理料300万円の増額は、今年度、市の事業等でカラットを公用利用した分の利用料に係る費用です。

2 都市・国際交流事業の20万円の減額及び3 区長会事業の100万円の減額は、各事業に係る執行見込み残です。

続きまして、48ページ、49ページを御覧ください。

2款5項3目の諸統計調査費は79万9,000円の減額です。これは、今年度実施いたしました令和4年就業構造基本調査及び令和5年住宅・土地統計調査単位区設定に係る執行見込み残です。

続いて、歳入について御説明いたしますので24ページ、25ページを御覧ください。

15款3項1目4節の統計調査費委託金は、先ほど歳出で御説明させていただきました各種統計調査に係る執行残の減額に併せまして同額を減額補正するものであります。

以上で市民協働課所管分についての説明を終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） 長野情報システム課長。

○情報システム課長（長野直之君） 続きまして、情報システム課所管分について御説明させていただきます。

補正予算書40、41ページをお願いします。

最下段、12目 電算管理費は2,739万2,000円を減額いたします。減額の主なものについて説明します。

1節 報酬は、正職員の増員に伴い、会計年度任用職員の雇用を3名から2名に減員したことによるものです。

ページをおめくりいただきまして42、43ページをお願いします。

12節 委託料、説明欄、電算関係委託料は、自治体情報システムの標準化に係る調査業務について、国の仕様等で不確定部分が多かったため発注を見合わせたことによるものが減額の要因です。

13節 使用料及び賃借料、説明欄、電算関係借上料は、2件の設備更新事業において半導体不足による機器納品の遅れがあり、リース開始時期が遅れたことによるものです。

その下、アクセスポイント使用料は、9月補正でお認めいただいた市内Wi-Fiの使用料ですが、こちらも機器納品の遅れにより年度内の利用開始ができないため減額するものです。

18節 負担金補助及び交付金は、負担額の確定により減額するものですが、説明欄、あいち情報セキュリティクラウド負担金は、県の事業費に一部国費が充当されたため500万円ほどの減額となっています。

続いて、歳入の御説明をいたします。

補正予算書は16、17ページでございます。

最下段、14款 国庫支出金、説明欄、デジタル基盤改革支援補助金の減額は、先ほど電算関係委託料で御説明しました自治体情報システム標準化に係る調査業務に対する補助金

でございます。

続きまして、繰越明許費です。補正予算書は8ページでございます。

第2表 繰越明許費補正、追加の1段目、電算管理事業は、庁内Wi-Fi環境整備事業について、機器の納品遅れにより年度内の整備が完了しないため繰越しをするものです。

以上で情報システム課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） 堅田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 続きまして、防災防犯対策課分につきまして、歳出から主なものについて右側説明欄にて御説明させていただきます。

42、43ページをお願いします。

中段、1 防犯対策事業のうち防犯設備設置費補助金59万8,000円の減額は、防犯設備の見込額が確定したため減額するものでございます。

次に、50、51ページをお願いします。

中段、駐輪場維持管理事業の駐輪場利用料収入負担金100万円の増額ですが、これは駐輪場の定期券を9月30日以前に購入された方の分を案分して整備センターに支払うものでございます。

2 交通安全推進事業の交通安全施設整備工事費480万円の減額ですが、これは昨年10月から3駅周辺を放置自転車禁止区域に指定するために標識を設置するものとしたもので、見込額が確定したため減額するものです。

次に、74、75ページをお願いします。

1 非常備消防活動事業のうち、下から3つの操法大会設営委託料7万5,000円、バス等借上料24万2,000円、消防団訓練交付金110万円の減額は、県の操法大会に出場しなかったことによる事業の未執行分の減額によるものです。

次に、中段、1 消防施設設置事業のうち消防団積載車購入費を259万8,000円減額しますが、これは積載車2台分購入の入札残によるものです。

災害対策事業のブロック塀等撤去事業費等補助金104万6,000円の減額ですが、これは本年度の補助見込みが確定したため減額するものです。

その下、2 災害対策事務事業の建築確認申請業務委託料41万7,000円の減額ですが、旧二村児童館を備蓄倉庫に転用するための委託業務の入札残によるものです。

続きまして、歳入を御説明させていただきます。

18、19ページをお願いします。

下から2段目、1 災害対策費補助金の住宅・建築物安全ストック形成事業補助金60万6,000円の減額ですが、これは歳出で御説明させていただきましたブロック塀の撤去事

業費補助金を減額したことによるものです。

次に、24、25ページをお願いします。

最上段、1 災害対策費補助金の住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金の26万4,000円は、これは国費と同様になっております。

次に、30、31ページをお願いします。

3 消防団員退職報償金の消防団員退職報償金147万1,000円の減額ですが、これは退職された団員の支給額が確定したことにより減額するものです。

続きまして、8ページをお願いします。

第2表の繰越明許費補正です。2行目の防犯対策事業803万円ですが、これは昨年度に続き前後駅周辺に防犯カメラを20基設置するものですが、設置場所の選定について、愛知警察署との調整の遅れや機材の納期の遅れなど、全体的な日程が遅れたため繰越しをお願いします。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） 加藤税務課長。

○税務課長（加藤健治君） それでは、税務課が所管するものについて歳出から御説明をいたしますので、補正予算書42、43ページをお開きください。

42ページの下段、2款 総務費、2項 徴税費、1目 税務総務費におきまして1,286万4,000円を減額するものであります。主な要因としては、入札残及び執行見込みによる残額を減額するものでございます。

次に、歳出に続き歳入の説明をいたしますので、補正予算書10ページ、11ページを御覧ください。

10ページ上段、法人市民税を7,000万円増額し4億1,532万円といたしました。主な要因は、市内大手企業の業績回復を見込み増額するものでございます。

次に、その下段、固定資産税を1億2,000万円増額し46億9,654万2,000円としました。主な理由としましては、土地の有効利用などで地目を変更したことなどによって税額が上がり、増額といたしました。

次に、その下段、軽自動車税環境性能割を1,000万円増額し1,740万1,000円としました。これは、軽自動車税の取得台数が増加したことにより税収が伸びたために増額をいたしました。

次に、1枚めくっていただきまして、12ページの上段、たばこ税を4,000万円増額し4億1,014万6,000円といたしました。売上本数は前年同様を見込んでおり、下げ止まってきているため、令和3年10月に税率が上がった影響によって収入が伸びていることを受け、



増額といたしました。

次に、その下段、都市計画税を900万円増額し6億9,645万6,000円といたしました。主な要因といたしましては、固定資産税と同様でございます。

次に、24、25ページをお開きください。

24ページ下段、15款 県支出金、3項 委託金、1目 総務費委託金でございます。25ページ下段の説明欄を御覧ください。

県民税徴収事務取扱委託金を922万4,000円増額いたしました。こちらは個人市民税と併せて県民税を徴収するため県から支払われる委託金で、今年度の額が確定したため増額するものであります。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） 小川債権管理課長。

○債権管理課長（小川正寿君） 続いて、債権管理課の所管部分について歳出から説明いたしますので、補正予算書の44、45ページをお開きください。

2款2項、ページ中段、2目 徴収費を232万6,000円減額するものでございます。

右端にあります説明欄を御覧ください。

1 徴収計算事業、電算関係委託料220万9,000円の減額、及びその下、2 徴収事務事業、会計年度任用職員期末手当11万7,000円の減額は、システム改修費や期末手当の執行残となります。

続きまして、歳入を説明しますので30、31ページをお開きください。

上段、20款1項1目 延滞金です。

右端にあります説明欄を御覧ください。

諸税延滞金でございますが、徴収実績から1,000万円を増額し1,800万円とするものでございます。

以上で債権管理課の説明を終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） 杉浦市民課長。

○市民課長（杉浦由季君） それでは、市民課所管分について御説明いたします。

歳出から説明いたしますので、補正予算書44ページ、45ページをお開きください。

下段の2款3項1目 戸籍住民基本台帳費、右ページの住民記録電算処理事業481万2,000円。減額の主な要因は、電算関係委託料の入札残によるものです。

1ページおめくりください。

上段、戸籍住民基本台帳事務事業65万2,000円。減額の主な要因は、住民基本台帳事務に携わる会計年度任用職員の退職等により執行しなかった分を減額するものです。

次に、歳入を説明いたしますので20ページ、21ページをお開きください。

中段、14款3項1目1節 戸籍住民基本台帳事務委託金の説明欄、中長期在留者住居地届出等事務委託金40万7,000円の増額は、交付額の増額によるものです。

続きまして、8ページをお開きください。

第2表 繰越明許費補正、3行目、2款3項 住民記録電算処理事業582万5,000円の戸籍法改正に係るシステムの改修は、開発に必要となる標準仕様書確定時期が遅れていることなどにより、事業完了が令和5年6月となる見込みであるとのことから繰越しをするものです。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） 平下監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（平下義之君） 続きまして、監査委員事務局所管の補正予算について説明します。

予算書の48、49ページをお開きください。

最下段、2款6項1目 監査委員費は11万6,000円の減額です。これは、監査委員参加予定の総会、研修会が新型コロナの感染状況により中止になったため旅費を減額するものです。

以上で監査委員費の説明を終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） 理事者の説明は終わりました。ここで、議事の途中であります。10分間の休憩といたします。

午前11時11分休憩

午前11時21分再開

○総務委員長（青木 亮議員） 休憩を解き、会議を続けます。

これより質疑に入ります。

質疑については、ページ数を示してからお願いいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 29ページと、それから、33ページにわたるんですけども、質問が。29ページでは、真ん中の教育施設整備基金の繰入金金が3,500万減額になっています。それで、コロナの交付金をこれに充当したということです。それから、33ページのほうは一番上の保育園の改修事業。起債が920万減。これもコロナ交付金を充当することで起債を920万減らしたと。それから、さらに、そこから3つ飛んで、公共施設トイレ改修事業4,280万起債

の減、これもコロナ交付金充当ということですからけれども、これも合わせると9,000万近い金額がコロナの交付金を充当することによって起債を減らす、あるいは繰入金を減らすということになっておるんですけれども、コロナの交付金がこれだけあって、先ほども、コロナの交付金の目的のところ、感染防止はもちろんありますけれども、物価高とかそういったもの、生活支援というようなことも目的というふうに言われておりましたので、そういうこと、つまり、市民の生活が、今、物価高とか、それから、電気代が上がったりとか、あるいは年金が実質減らされているとか、医療費の負担が増えているとかというようなことで苦しんでいる時期に、このコロナ交付金をそういう生活救済のほうに使おうという、そういう考えはなかったんでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

小串部長。

○行政経営部長（小串真美君） このたびの3月補正の、今、委員からお話のあったところ、市債のほうを下げた交付金のほうでということなんですけれども、もちろん物価高等、いろんなところにコロナの交付金は使わせていただいておりますけれども、今のところは、もともと市債でやっていたところに、今回、交付金の対象事業ということで実施計画のほうを出しましたので、市債のほうからは下げたと、そういうことでございます。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） よろしいですか。ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 補正予算書の87から89の基金費のところですか。

財政調整基金から福祉基金の積立てまであります。今回、積立額をざっと見ますと24億9,000万、約25億をそれぞれの基金に積み立てる補正増になっておりますが、これだけの積み増しをすることについて、市の見解ですね。いや、これはもっと積みたかったのかな、まあまあ、これぐらい積むのが予想どおりだったのか、いやいや、予想以上に積み増すことになったというのか、市の見解をお聞かせください。

○総務委員長（青木 亮議員） 萩野課長。

○財政課長（萩野昭久君） 積み増し額としては、令和3年度末と比べまして13億ほどになります、増えている額が。昨年の3月、今頃に今後の基金の状況の説明があったと思うんですけども、財調のほうは東部知多衛生組合などの一部事務組合の増や大規模災害への備え、教育や公共基金は小中学校などの公共施設の長寿命化などに多額な費用が今後必要だということですね。あと、福祉基金は、高齢化などによる福祉費の増加やコロナワクチンの接種事業の財源、さらには、国保特会のほうの繰入金への備えということもあります。

ので、積めるときに積みたいと思っておりますので、今回、この額を積まさせていただきますということになっております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 関連ですけれど、例えば、財政調整基金は7億4,600を積み増して、結果、残高は34億7,000万という回答というか説明でしたけれど、昨年度の3月議会の前年度の比較でいくと、先ほど、13億増えているということでしたけど、前年の3月議会で同じように補正されていると思うんですけど、そのときの残高との比較は分かります。残高を教えてくださいんですけど。

○総務委員長（青木 亮議員） 萩野課長。

○財政課長（萩野昭久君） 財政調整基金に関してだけ言いますと、3年度末が約38億、今回が約34億ですので減っているんですけども、ほかの目的基金のほうで増えておりますので、トータルすると全体で基金を積み増したという形になっております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 申し訳ないです。ほかの教育から公共施設、福祉基金、同じように昨年度の金額をお答えください。

○総務委員長（青木 亮議員） 萩野課長。

○財政課長（萩野昭久君） まず、教育基金のほうなんですけど、約で申します……。

（約で結構ですの声あり）

○財政課長（萩野昭久君） 約でいいですかね。15億8,000万円。公共施設のほうが約26億6,000万円。福祉基金のほうが約9億円です。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） よろしいですか。ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今のにも関連するんですけども、こうした積めるときに積めるだけ積み立てたいという御答弁でした。最初にごとう委員がちょっと触れられました、今回の物価高騰をはじめ、生活の困窮者、国や県の支援では漏れてくるような手厚い、そういった支援も、これだけ積めるとすると、もうちょっと支援できたのかなというふうに思うんですけども、それについてもう一度お願いします。

○総務委員長（青木 亮議員） 萩野課長。

○**財政課長（萩野昭久君）** 基金を合計でどれだけ崩すかということではなくて、対策事業ごとに規模だったり金額などを財源を含めて協議してやっておりますので、そこで、基金が財源として必要でしたら、そのときはそこにちゅうちょなく基金を取り崩して使っていくということになります。

以上です。

○**総務委員長（青木 亮議員）** ふじえ委員。

○**ふじえ真理子委員** なので、今年度の今、年度末の補正ですけれども、そのお答えだとそういった困窮者へのきめ細かい支援というのは必要ではなかった、されているんですけども、その基金の積む分の1割でもそういった支援への必要がなかったというふうな理解でよろしいでしょうか、当局は。

○**総務委員長（青木 亮議員）** 小串部長。

○**行政経営部長（小串真美君）** 必要などころには手当てをしておりますし、コロナ前から、既存の制度の中で様々な福祉的な事業というのはやっております。今回、コロナの交付金というものが示されて、いろんなメニューがある中で、当初は感染予防のところ非常にフォーカスが当たっていて、トイレ等も感染源になっていると。そういったところを抑えていかないと、やはり感染がすごく広がってしまうと、それこそ困窮されている方にも十分な手当てができないような状態になりますので、そこら辺、国が示すメニューの中で、バランスを取りながら対象事業を考えて申請のほうをしておる、こういう状況でございますので御理解いただければと思います。

終わります。

○**総務委員長（青木 亮議員）** よろしいですか。ほかにございませんか。

ごとう委員。

○**ごとう 学委員** 関連で、先ほど基金のことがずっと質問に出ていましたのでお尋ねするんですけども、一般的に基金というのは目的基金が多いですので、目的に応じて積立ての目標額を決めて、必要なものであれば各年度ごとの条例積立てといいますかね、積立額を決めて予算に組んで積み立てていくというのが私は普通のやり方ではないかなと思うんですけど、残ったら適当にと言っては失礼ですけど、割り振って積み立てときゃええやというようなふうに見えるんですけども、そういう基金の積立てについての計画とかそういったものはなくてやっているんですか、これ。

○**総務委員長（青木 亮議員）** 萩野課長。

○**財政課長（萩野昭久君）** 先ほどもお答えしたんですけど、昨年3月に今後の10年間の計画というんですかね、こういうふうに行っていきますよというのを示しております。

すので、そこで10年間で大体合計で90億、今後使う見込みがあるよというのをお示ししております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） よろしいですか。ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 75ページ、後ろから遡っていくみたいであれですけども、75ページのブロック塀撤去等の補助金の関係ですけれども、議案質疑のときに危険箇所が299か所で、そのうち11か所が撤去できて、うち9か所が新設になったというふうな説明だったかと思いますが、それでよかったかどうかということと、それから、ブロック塀の問題というのは、大阪のほうでブロック塀が倒れて子どもが圧死するという非常に悲惨な事件があって国が力を入れて、補助も非常に充実されてきているわけなんですけれども、まだ299か所も残っているということなんですけど、これはどういう目標、計画を立てて予算が計上されて執行されておるのでしょうか。104万6,000円、約、当初の3分の1ぐらいが残っていますので、そういった目標、計画、そういったことについてお尋ねします。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） まず、議案質疑のときと同じかということでした、299件というのは間違いございません。

今後の目標という形での御質問だと思いますけども、基本的に、最初の3か年で広域のかなり調査をさせていただいております。現在では、都市計画課と合同で耐震の調査と一緒にやらさせていただいております。それ以外にも、そういった正式な調査以外でも、私ども内部の職員で現地に出たりとか、そういった職員とも協力しながら、現地にも危険箇所があれば私どもに教えていただくとか、そういった形の協力体制を整えるようにしております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 これは補助制度ができたときと比べると、その後、国は物すごく充実してきているんですね、再建まで補助の対象になっているということで。非常に有利な制度ですので、早くしないと国がその制度を廃止してしまうということもあると思うんですが、そういう積極的な勧奨というか、そういうことはやっておられるのでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 先ほどの繰り返しがちょっと出ますけども、基本的

に、耐震の調査をさせていただいたときに、危険な方については御案内させていただいております。ただ、これは全額ということではないものですから、当然ながら施主さんの負担というのが出てまいります。それに対して、例えば、まだできていないよということは何度も周知するということは、かえってその方に対しての、受け取る側からすると、それは強制なのか義務なのかという形になってまいりますので、そこまでの周知というのは現状では難しいのかなと思っております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 補正予算書31ページをお願いします。30、31です。

20款 諸収入、5項の雑入の5節の上から2段目、太陽光発電パネルの撤去・再設置で、319万円が、撤去する際に、前も、たしか双峰小学校のときだったかな、記憶にあるんですけど、2分の1が事業者さん負担ということで聞いております。そのときと同様の考え方でいいのでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 答弁願います。

中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 委員のおっしゃるとおりです。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） 鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 追加で。同じところなんですけど、ほかにも、あと、まだ五、六の小学校が残っていると思うんですけど、それも同じ契約になっているんですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 続けて、委員のおっしゃるとおりです。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 43ページをお願いします。

説明欄の上から2番目の電算関係委託料1,060万減ということで、先ほど十分メモが取れなかったんですけど、自治体情報システムで何か不都合があって発注見合せになったというようなことでも、その辺のところをもうちょっと聞かせてください、正確に。

○総務委員長（青木 亮議員） 長野課長。

○情報システム課長（長野直之君） 実際、情報システムの標準化の調査業務委託を900万

ほどで予算を作成しましたがけれども、国の作成する標準の仕様書の多くが令和4年の8月に出そろったということがありまして、今回の調査業務の中でのメインが、現行のシステムと総務省の示す標準のシステムとの差異を分析するというものが主な委託の内容でございましたので、国の仕様書の公表が8月になったということで、目標とする成果が、納品ができないだろうと判断して、委託のほうを発注はしなかったということでございます。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 簡単に言うと、国の仕様書ができてくるのが遅かったから、間に合わないから減をしたということなんでしょ。そうすると、来年度これをやるということなんでしょ。

○総務委員長（青木 亮議員） 長野課長。

○情報システム課長（長野直之君） そのとおりでございます。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 43ページの特殊詐欺対策電話機等購入費補助金20万2,000円の執行残ですけれど、これは実績はどの程度というか、件数でいいです。それと、当初予算は、これ、お幾らでしたかね。

○総務委員長（青木 亮議員） 堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 1月末で実績は10件です。当初予算につきましては30万円と60台分になっております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 また戻って恐縮ですが、47ページの参議院議員選挙執行事業の下から4行目の投票受付等業務委託料、約300万円弱減額になっておりますが、投票の受付というのは日数だとか人数だとかが決まっていると思うんですが、この290万円余の減額の理由をお願いします。

○総務委員長（青木 亮議員） 山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） こちらの296万4,000円の減額ですが、業者のほうを入札のほうで決めておりまして、入札のため減額になった分というふうになっております。入札残です。

以上です。



○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 41ページをお願いします。

41ページの一番上、民間活用事業推進アドバイザー、これはP F Iの関係だったかなと思いますが、どういう方がアドバイザーに、どのような、例えば、資格を持った方とか、どういう方がアドバイザーになったのかということと、それから、どのような作業をされたのか。それから、3万7,000円減ですけれども、執行額は幾らだったのかということの3点についてお願いします。

○総務委員長（青木 亮議員） 青木課長。

○企画政策課長（青木由美枝君） まず、どういう人がアドバイザーになったかということなんですけれども、一応、以前、条例の改正のときにも御説明をさせていただきましたけれども、コンサル会社ですね、P P P、P F Iのことに精通していますコンサルタント会社のほうに人を推薦してくれないかというようなことでお願いをしまして、その方と、個人に対してというようなことで委員委嘱をしております。

次に、どのようなことをやったかということなんです、こちらのほうにつきましては、福祉体育館などの指定管理のほうで、この先、更新になるものですから、そちらのほうのサウンディング調査をするに当たりまして、実施要領だとかを検討したりだとか、あと、サウンディング調査のときに出席をしていただいたりだとかというようなことで業務を行っていただいております。実際、補正で予算のほうは計上させていただいたんですが、そのときには12回分ということで、10月以降執行するというようなことで予算をお認めいただいております。今の見込みでは、そのうちの10回分を支出する見込みだということで、残り2回分を補正減をするというものです。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 前に提案があったときに、重要な事業なので、どういう人というのはどの程度のレベルの人を、例えば、よく分かりませんが、難しい国家資格を持っているとか、あるいは企業の中で相当な経験を積んだ人だとかというような、そういう、コンサルが推薦した人というだけではなくて、その人がどのような人なのかということをお教えいただきたいんですけど。

○総務委員長（青木 亮議員） 青木課長。

○企画政策課長（青木由美枝君） 今までに、豊明市以外でそういった、P P P、P F Iだとかに関連するようなことで支援だとかをしているというような実績がある方でありま

す。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今回のPPP、PFIに実績のある方であれば、ほかに条件というのか、本市からのコンサル会社への要求というのは特になかったという理解でよろしいですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 青木課長。

○企画政策課長（青木由美枝君） コンサルタント会社自体がそういったことに精通をしているところですので、その中で、本市がどういうためにアドバイザーを必要としているかというようなことをお伝えした上で推薦をしていただいたということなので、それで十分要件は足りているというふうにこちらのほうでは判断しました。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） 宮本委員。

○宮本英彦委員 39ページの公用車の管理事業で、自動車購入費で109万1,000円が執行残。入札でこれだけ安くなったということなんですけど、109万車で残ったというと、かなり安いかな。何台購入されたんですか、これ。当初予算はお幾らだったんですかね。

○総務委員長（青木 亮議員） 山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） まず、購入した台数につきましては2台となっております。当初の予定では普通乗用車を2台予定しておったんですけれども、一部の部署の専用車等で故障が発生しまして、普通貨物、通称ライトバンですね、ライトバンタイプの車に変えましたので、もともと車両価格が大幅に下がってきております。

当初の予算につきましては、2台分で425万円で当初予算のほうは要求しております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今のに関連して確認ですけれども、購入した車両というのはハイブリッド車でしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 山田課長。

○総務課長（山田隆貴君） 当初予算のときも、購入した車も、ともにハイブリッドタイプのものとなっております。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 同じページの下のほうの大宮小学校仮設校舎購入費ですけれども、486万2,000円の減ということですのでけれども、これで結果的に、この仮設校舎の坪単価はどのぐらいになっておるのでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 後ほどお答えをさせていただきます。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 50ページ、51ページをお願いします。

交通安全対策費の2 後付け安全運転支援装置設置促進事業費補助金10万3,000円の減となっております。これは実際どれぐらいの件数を受けたとかという把握はしていますでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 堅田課長。

○防災防犯対策課長（堅田直寛君） 今年度につきましては、今のところ2件という形です。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 35ページをお願いします。説明欄、一番下から2つ目の職員共済組合の負担金2,700万減。先ほど、率が確定してこれだけ不要になったということですのでけれども、来年の当初予算を見ると、たしか同じぐらい金額が増になっておったかと思うんですけど、率がどういうふうに変ったのか教えてください。

○総務委員長（青木 亮議員） 馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 当初予算の見込み時の率は1,000分の206.65、実際の確定のときの率は1,000分の194.15になります。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 これは来年は、先ほども言いましたように、同額ぐらいが逆に当初予算では増えておるんですけども、年によって率が変わるのでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 来年度の当初の増えている分は、今回の4年度につきましては、短時間勤務の職員も10月から共済組合に加入ということになりまして負担金が発生します。4年の10月から5年の3月分までの分を見込んでの当初予算を作成しております。

す。令和5年度につきましては、1年分、令和5年の4月から令和6年3月までというこ  
との負担金が発生しますので、その分が増えております。

終わります。

○総務委員長（青木 亮議員） 中田課長。

○公共施設管理課長（中田勝次君） 先ほどのごとう委員の御質問に回答いたします。

坪単価でよろしかったでしょうか。

（はいの声あり）

○公共施設管理課長（中田勝次君） 大宮小学校の仮設校舎ですが、坪単価は約53万円と  
なります。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 補正予算書41ページの真ん中辺りの市民活動推進事業、指定管理料  
の300万円増についてです。

本会議質疑でもお答えがあったかと思うんですが、公用分の利用料ということで、3つ  
ぐらい本会議場で、日本語指導とか介護予防、学習支援というふうなちょっとメモがある  
んですけども、その確認と、それぞれの300万の積算の内訳をお願いします。

○総務委員長（青木 亮議員） 松本課長。

○市民協働課長（松本小牧君） 公用利用分でございますが、本会議場でもお答えしたと  
おり、現段階で1,191件の利用申込みになっております。

内訳でございますが、約41%が生涯学習講座、13%が日本語教室、そして、10%は介護  
予防事業、5%が小中学校支援で利用となっております。

以上でございます。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 40ページ、41ページをお願いします。

地域創生事務事業、循環バス運行負担金の109万円の減、ちょっと僕、聞き間違いだっ  
たらごめんなさい。ひまわりバスの運行とかで効率化が図られたから減だったんでしょうか。  
具体的にどういった内容なのか教えてください。

○総務委員長（青木 亮議員） 青木課長。

○企画政策課長（青木由美枝君） 循環バス運行負担金につきましては、負担金の金額の  
支払いをするには、料金収入を差し引いてということで支払いをしております。予算積算

時については、令和2年度の実績で料金収入のほうは見込みをしておりました。令和2年度と現在の状況ですと、コロナ禍において一旦利用者のほうが減っていた時期が令和2年度なものですから、令和4年度に入りましてその利用が回復傾向にありますので、料金収入の予算積算時の見込額と現状での見込額の差額分、そちらのほう負担金を払わなくてもよくなるだろうというようなふうに積算をいたしまして、109万円減額するというふう  
にいたしました。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 27ページをお願いします。

一般寄附金の最初の競馬場周辺整備の寄附金が6,130万円増ということになって、合計で2億4,130万になるということですがけれども、ずっと以前と比べると金額も減ってきておりますし、それから、内容も、以前はほとんどが道路中心でしたけれども、内容が変わってきているんだと思うんですけど、この6,130万はどの事業に相当するものなのかということと、これまでの分はどのような事業に充当されたのか、主なものだけで結構ですので教えてください。

○総務委員長（青木 亮議員） 萩野課長。

○財政課長（萩野昭久君） 全体の話になりますけど、道路の整備、あと、中部保育園の整備だったり、あと、学校なんかもです。そういったもので、増額分をどの事業に充てるということじゃなくて、トータルでこの額が確定したということになります。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 19ページをお願いします。

一番上の新型コロナウイルス感染症の臨時交付金ですがけれども、これはいつ確定したのか、それから、もう既に確定して、これが総額ということなのかどうなのかということと、それからもう一点、交付額というのはどういう基準で算定されるのか。申請した事業でやるのか、あるいは人口とか、市民の平均年齢だとか、財政力だとかというようないろんな要素があるのかどうなのか、その辺の御説明をお願いします。

○総務委員長（青木 亮議員） 青木課長。

○企画政策課長（青木由美枝君） この金額につきましては、ごめんなさい、最終的な交付決定を……。今の時点で受けている額で4億5,230万5,000円というのは出しております。

現在の交付決定額になります。

金額、これは補助金ではありませんので、こちらのほうから申請した額に応じてということではなく、国のほうから、今ですと、通常分とって、今までのコロナの感染対策にするというものと、今年度については、それ以外に、コロナ禍における原油価格・物価高騰分、それから、電力・ガス・食料品費等価格高騰重点支援分ということで3本立てになっていますので、それぞれ国のほうが計算をして、豊明市には幾ら交付をするというようなことで出されたものの合計となります。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 地方交付税も交付金ですけども、算定する場合は、人口がどのぐらいだとか道路の延長が何メートルだとかというのは、きちんとしたそういう指標に基づいて積算されたものが需要額との差でもらえるということになっておりますけど、この交付金というのは、算定の基準とか、そういうものは国から示されていないのでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 青木課長。

○企画政策課長（青木由美枝君） そういう詳細までは示されておられません。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 確認ですけど、国からこの額だと言われたらそれだということなんですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 青木課長。

○企画政策課長（青木由美枝君） そのとおりでございます。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 8ページの繰越明許の明細の中の総務費の電算管理事業で180万2,000円。事前に頂いた資料でいきますと、市役所Wi-Fi環境整備ということなんですけど、これは年度内に9月補正で対応されている予算が年度内に執行できないということなんですけど、どうしてできなかったのでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 長野課長。

○情報システム課長（長野直之君） 9月補正で認めていただきました整備事業ですけども、アクセスポイントという機器があるんですけども、そちらが半導体不足によって納品が遅れているというところで、年度内の設置作業が完了しないというものでございます。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 先ほど41ページの、もう一度、指定管理料、カラットの公用分の利用料のことを先ほど比率でお答えいただきました。先ほどの生涯学習とかいろいろあるものは、今までもやられていたわけですけど、カラットができる前も。そのときと今年度、カラットができてからとで需要が増えたということもあるんですか。例えば、生涯学習が300万のうちの半分近くを占めているんですけども、講座数だったり講座の回数というか、参加人数だとか、そういうのが従来より増えたという傾向もこの中にはあるんでしょうか。

○総務委員長（青木 亮議員） 松本課長。

○市民協働課長（松本小牧君） 生涯学習講座の開催につきましては、教育委員会のほうで年間開催こま数を決めておりますので把握しておりませんが、カラットの利用につきましては、今年度から実施していることもありますので、どの辺りが通常の規模かというのは分かりかねますが、ある一定程度公共施設を集約した形で、カラットの施設内で生涯学習講座を実施するような方向で所管課のほうも組み立てておりますので、このような結果になっているというふうに承知しております。

以上でございます。

○総務委員長（青木 亮議員） ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 その関連で、本会議質疑のときに、違っていたら訂正いただきたいんですけども、当初2年間は実績に応じて年度末に補正をするというメモ書きがあるんですけども、今年度と来年度は、生涯学習、ここではないんですけど、ほかのものも、そういったものも、今後もこういった同様な手順で指定管理料の増額ということはあるという理解でよろしいですか。

○総務委員長（青木 亮議員） 松本課長。

○市民協働課長（松本小牧君） そのとおりでございます。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 議案第29号、豊明市一般会計補正予算書（第12号）のうち総務委員会の所管部分について、反対の立場で討論いたします。

質問の中でも申し上げましたけれども、今、市民生活は、物価高騰とか、それから、電気代、ガソリン代の値上げ、あるいは保険料等の負担の引上げ、さらには、年金収入の実質的な目減り、そういったことで非常に苦しい状況になっておりまして、コロナ臨時交付金は、そういうことで困っている困窮者の人、特に、これまで、例えば、市民税非課税の人はそれなりに支援があったけど、あるいは子どもがいる人は支援があったけれども、市民税非課税を僅かに超えるような人は全く支援がないというような、そういう状況でありますので、そういったことをきちんとやるべきところ、コロナ臨時交付金をこういった本来市の財源でやるべき事業に充当しているということで、そして、そのために金が余ったのを基金に振り向けているというようなふうには見えますので、そういった点について、基金はあったほうがいいに決まっていますけれども、そういった困窮者対策が非常に不十分であるということで、ほかにもありますが、それを主な理由として反対ということにいたします。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 議案第29号、補正予算（第12号）の総務委員会所管部分について、賛成の立場で討論いたします。

主立ったところでいくと、執行残、入札残等々が目立っております。あと、ほかのことに関しても、答弁を聞く限りでは理解をしております。あとは、こういった御時世でございます。財調をはじめとした各基金、ある程度余力を残して積み立てておかないと、来る有事の際とかに発動ができない事態に陥るのもそれはそれで問題かと思っておりますので、適切な積立てであったかと私は理解しておりますので賛成です。

以上です。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

宮本委員。

○宮本英彦委員 議案第29号の総務に関する補正予算について、賛成の立場で討論をいたします。

基本的には、全ての項目にわたって執行残を細かく計上されておまして、適切な会計処理だろうと思っております。コロナ交付金が若干出ておりますけれど、コロナ交付金の用途については国が指針を示していると思っておりますので、その用途に沿った処理をされているということが前提だと思っておりますので、問題ないと思っております。

基本的に、基金残高が、財政調整基金が減っておりますけれど、先ほどお聞きした昨年度の比較でいきますと。ただ、公共施設関係、福祉関係、教育関係は増えておまして、



ここはその時々<sup>の</sup>財政状況によって、積み増しができるときは積み増しをしていく、こういうことが適切な処理だと思いますので、私は問題ないと思っております。よって、賛成討論とします。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 議案第29号について、冒頭に、最初に基金の質問をさせていただきました。今後10年間のそういった基金のことの計画も示されて、そういった将来世代、そういう災害の緊急時の場合の積立てを立てていることは分かるんですが、一方で、この物価高、電気料金もすごく上がっているのを身を感じているんですけども、国と県のそういう支援からこぼれ落ちる人もいらっしゃいます。困窮者への支援に、国や県では把握し切れない、市町村だからこそ、困っている方、なかなか声を上げられないけども困っている方への支援に、25億のうちの1割でも支援のほうに回すふうじゃないといけないんじゃないかなと思います。そういう将来の計画性と同時に、そういう人の痛みが分かる行政であってほしいと思います。この総務委員会の所管部分については、そういった理由で反対でお願いします。

○総務委員長（青木 亮議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第29号のうち本委員会所管部分については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（青木 亮議員） ありがとうございます。

賛成多数であります。よって、議案第29号のうち本委員会所管部分については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（青木 亮議員） ありがとうございます。

委員会報告書については、例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて総務委員会を閉会いたします。

午後零時3分閉会

豊明市議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する。

総務委員会

委員長